県産木材利用促進PR業務

業務仕様書

令 和 4 年 4 月 岩 手 県

県産木材利用促進PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「県産木材利用促進PR業務」(以下「本業務」という。)の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

県産木材利用促進PR業務

2 本業務の背景及び目的

県では、県産木材の利用を進め、岩手の豊かな森林資源を次の世代に継承するため、県民や企業等が、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの行動に、できるところから取り組む「(仮称) いわて木づかい県民運動」を展開する取組方針を令和4年2月に決定したところ。

この県民運動については、関係団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」や、県民、企業等が連携・協働して推進することとしている。

県民運動の展開の概要(県民・企業等の行動イメージ等)は、別紙1のとおり。

上記の県民運動の効果的な展開を図るため、県産木材利用推進月間(10月)の取組や、県産木材利用促進に向けた情報発信を通じて、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に県産木材等を利用する機運の醸成を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

4 委託料上限額

4,416,500 円以内(税込)

5 本業務の内容

- (1) 県産木材の利用促進PRイベントの企画・運営・管理
 - ① 開催日
 - 令和4年10月1日(土)から2日(日)まで
 - ② 会場
 - イオンモール盛岡 イーハトーブ広場 ほか
 - 内容
 - 木育ひろばの設置・運営(木と直接ふれあうコーナー、木工体験、パネル・木製品等の展示)
- (2) 県産木材への関心・理解を深めるための情報発信
 - ア WEBページの構築、保守管理
 - イ ポスター制作

6 仕様詳細

(1) 県産木材の利用促進PRイベントの企画・運営・管理

目的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、県産木材の利用促進PRイベントを開催
	し、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に県産木材等
	を利用する機運の醸成を図ること。
委託内容	ア 木育ひろばの設置・運営
	開催日:令和4年10月1日(土)から2日(日)まで
	会場 : イオンモール盛岡 イーハトーブ広場、1 階西エスカレータ―横
	想定する内容:
	・木製遊具、木製玩具等、木と直接ふれあう体験コーナーの設置・運営
	・木工体験(入れ替えも含め1組30分程度でできるもの。2日で100名程度)

- ・パネル作成・展示 20 枚(A1パネル作成 2 枚、B1パネル作成 2 枚、その他 のパネルは県から支給)、掲示板(両面使用)10枚 木材製品展示(家具、食器等) ・契約額にはイーハトーブ広場2日分、1階西エスカレーター横2日分の利用料を 含む。 なお、会場の利用については、イオンモール株式会社と調整済であること。 ・会場の設営・撤収はイオンモール盛岡専門店街閉店後、翌日の開店前までの間に 留意事項等 行うこと。 ・想定する内容に記載の事項にとらわれず、自由な発想で、より効果的で魅力のあ る企画を提案すること。

・新型コロナウイルス感染症防止策を講じた企画内容とすること。 (2) 県産木材への関心・理解を深めるための情報発信 「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、県民の県産木材への関心・理解を深めるた め、WEBページ等を活用して、県産木材の良さや県産木材の利用の意義等を発信す 目 ること。 ア WEBページの作成 WEBページを活用した、県産木材への関心・理解を深めるための情報発信に係 る企画、制作、経費の支出までの一連の業務。 (1) スケジュール 令和4年6月下旬までにWEBページを作成、公開すること。公開後、保守 管理を適切に行うこと。 (2) 内容 県が想定しているWEBページ構成(案)は別紙2のとおり。 新着情報を掲載するページを設けること。 ただし、これらは、県と協議の上、変更することができる。 参考として他県のWEBページをイメージとして示す。 徳島県 https://kizukai.tokushima.jp/knowledge 宮崎県 http://www.kidukai-miyazaki.jp/ 新着情報の更新は50回程度を見込んでいるもの。新着情報は県から提供する。 委託内容 ページ全体として統一性のあるデザインとすること。 アクセシビリティに配慮すること。 • PCのほか、タブレット、スマートフォン等での閲覧に配慮したデザインと すること。 新たなドメインを取得すること。 サーバーは受託者が用意するものとし、レンタルサーバーを利用すること。 イ ポスター制作

県産木材への関心・理解を深めるための周知用ポスターの作成に係る企画・デザ イン、印刷、経費の支出までの一連の業務とする。

- (1) 規格 B2、片面カラー印刷
- (2) 部数 300 部
- (3)納期 令和4年6月中旬
- ウ業務報告書の提出

上記の業務完了後は、業務実績(アクセス解析等)を記載した任意様式による報 告書を作成し、提出すること。

企画提案

- (1) 制作スケジュール(契約後速やかに製作し納品すること)
- 内 容 (2) 上記周知資料仕上がりイメージ (ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも

	可。)
留意事項	ア WEBページの構築
	(1) 制作スケジュール、仕上がりイメージを企画提案すること。
	(2) WEBページに掲載する写真等については、原則県から提供するが、受託者
	の取材によるものも掲載可能とすること。
	イ ポスター制作
	(1) 制作の詳細については、受託者に県から資料を提供する。
	(2) 資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応
	じ、県が提供する。
	(3) 制作スケジュール、仕上がりイメージを企画提案すること。(契約後速やか
	に製作し納品すること。)

(3) 自由提案

コンペ参加者は、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を一層深めるために、必要と 考える企画内容を自由提案できるものとする。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第 三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記(1)②により受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等(以下、「成果品等」という。)は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があり、その場合において、著作者の名誉・声望を 害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。 その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者(再委託先を含む)は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者(再委託先を含む)は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

8 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

- ① 実施報告書
- ② 本業務の実施状況を確認できる資料(運営マニュアル、印刷物、実績が確認できるもの、写真等)
- ③ 本業務に係る資料・写真等の電子データ 一式 ※
- ※ 資料・写真等の電子データは、CD-R・USBメモリ等の媒体に収録し、Windows10上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word 及び Microsoft Excel を原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

別紙1 県民運動の展開の概要

(令和4年2月16日 いわて県産木材等利用推進本部会議資料(抜粋))

7.県民運動の展開

- 県産木材の利用を進め、岩手の豊かな森林資源を次の世代に継承するため、県民や企業等が、『木にふれる』『木を知る』『木を使う』『木を伝える』の4つの視点により、できることから行動する「いわて木づかい県民運動(仮称)」を展開
- ●県、いわて県産木材等利用推進協議会の構成団体、県民、企業等が協働し、運動を推進

県民・企業等の行動イメージ

①木にふれる

- ・木造施設を利用して木にふれる。
- ・木育広場を利用する。
- ・木工教室に参加する。等



②木を知る

- ・木を使うことは、森の循環につながる。
- ・岩手は木材の種類が豊富である。
- ・木材は調湿やリラックス効果がある。等



③木を使う

- ·暮らしの中に、木製のイスや、 テーブル、食器類を取り入れる。
- ・住宅や店舗等を木造化・木質化する。 等



④木を伝える

- ・子どもたちに木の良さを伝える。
- ・工務店等が住宅建築を考える県民 に対し、県産木材の利用を提案し、 木の良さを伝える。 等



詳細は、 次回の本部会議 において協議 (R4.6月予定)

【県と協議会が連携】県産木材の利用促進に関する支援策の紹介 PRイベントの実施・紹介、人材育成、情報発信等

7

別紙2 WEBページの構成(案)

構 成		内 容
トップページ	木にふれる	木育、木工教室など、木に触れ、親しむことの 重要性 等
	木を知る	岩手の木の良さ、木材利用の意義 等
	木を使う	住宅や施設における木材利用の事例、家具や木工品などの事例 等
	木を伝える	いわて森の棟梁の取組、木造建築技術者育成の取組等を紹介、豊かな森林資源を次世代に継承していく必要性等
	新着情報	各種イベント情報、補助事業の募集 等
	いわて木づかい宣言	令和2年9月に実施した、いわて木づかい宣言 の紹介 等
	いわて県産木材等利用推進協議会	令和2年7月に設置した協議会の概要等

岩手県や関係団体等のホームページのバナーを掲載して、リンクを設定すること。